

# 障害者自立支援法がスタートします

「障害者自立支援法」は、これまでの課題を解決し、より多くの方に適切な保健福祉サービスを受けていただくためのあたらしい仕組みです。能力や適性に応じた訓練や障がいの種類を問わないさまざまなサービスで、自立した地域生活が送れるようサポートしていきます。

## 障害者自立支援法のポイント



### ■自立支援医療？

障がいに係る公費負担医療の精神通院医療（精神保健福祉法）、更生医療（身体障害者福祉法）、育成医療（児童福祉法）が、4月から障害者自立支援法による自立支援医療に変わります。

これは、支給認定の手続きや利用者負担の仕組みを共通化し、指定医療機関制度の導入をするものですが、医療の内容や支給認定の実施主体（精神通院医療、育成医療は都道府県、更生医療は市町村）については、変更ありません。

### ■利用者負担と軽減措置

利用者負担は、原則1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方（高額治療継続者。法律では「重度かつ継続」といわれています）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減措置があります。

世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障がいのある方を扶養しないこととした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。

入院時の食費（標準負担額相当）に

## 自立支援医療の対象となる方、自己負担の概要



※ 1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおりです。

① 疾病、病状等から対象となる方

- 更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障がいの方
- 精神通院医療 総合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障がい若しくは薬物関連障がい（依存症等）の方または集中・継続的な医療を要する方として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断された方。

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

- 医療保険の多数該当の方。

※ 2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方に対する経過措置は、施行後3年間を経た段階で医療実態などを踏まえて見直されます。

■対象となる方、自己負担の概要  
自立支援医療の対象となる方は、従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する方（一定所得以上の方を除かれま

す）です。自己負担は原則として医療費の1割負担です（表■部分）。ただし、世帯の所得水準（市町村民税の課税状況）などに応じてひと月当たりの負担に上限額を設定し、入院時の食費（標準負担額）相当については原則自己負担となり概要は表のとおりです。

平成 18 年 4 月から 65 歳以上の方の

## 介護保険料の算定・納付方法が変わります

### ■改正後の所得階層

所得階層	対 象 者	標準割合	保 険 料 (年額)
第 1 段階	○生活保護世帯 ○老齢福祉年金受給者であって、市町村民税非課税世帯の方	0.50	21,600 円
第 2 段階 (新設)	○市町村民税非課税世帯の方で、課税年金収入と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の方	0.50	21,600 円
第 3 段階 (新設)	○市町村民税非課税世帯の方で、課税年金収入と合計所得金額の合算額が 80 万円超の方	0.75	32,400 円
第 4 段階 (旧第3段階)	○市町村民税課税世帯であって、本人が市町村民税非課税の方	1.00	43,200 円
第 5 段階 (旧第4段階)	○市町村民税課税者であって、合計所得金額 200 万円未満の方	1.25	54,000 円
第 6 段階 (旧第5段階)	○市町村民税課税者であって、合計所得金額 200 万円以上の方	1.50	64,800 円

●お問合せ先 役場町民課保険係 (TEL 576 - 2111 内線 114)

### ■算定方法

所得の低い方への保険料の軽減をはかるため、現行の所得階層第 2 段階を 2 つ（新第 2 段階と新第 3 段階）に区分し、以降の段階を 1 つずつ繰り上げます（介護保険料は 3 年に 1 度見直しが行なわれますが、平成 18 年から 20 年までの基準となる保険料額 3,600 円は現行と変わりません）。

### ■納付方法

介護保険料の現在の納付方法は、老齢・退職年金を受給している方のみ年金からの天引きの対象になっていますが、今年の 10 月から、遺族年金または障害年金を受給している方で介護保険料を納付書などで納めている方も年金天引きの対象になります。対象になる方には今年 7 月に通知します。